

# 自動車運転代行業者の皆様へ

令和元年12月14日から、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律等が施行されることに伴い、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(以下「法」という。)が改正され、自動車運転代行業の要件、運転代行業務従事者の従事制限の内容が変わりました。

これに伴い、次の点に注意し、適正な業務をお願いします。

## 1 認定申請等における添付書類が変わります。

これまで、認定の申請や法人役員の変更の際には、戸籍の謄本又は抄本及び登記事項証明書の添付が必要でしたが、改正後は、

○住民票の写し(本籍が記載されたものに限る。)

※ 民法の規定により成年に達したとみなされた未成年は戸籍の謄本又は抄本

○法第3条第5号に該当しないことを誓約する書面

○法第3条第5号に該当しないことを記載した医師の診断書

の添付が必要となります。

※ 法改正後の新規申請等が対象であり、既に認定を受けている方が新たに提出する必要はありません。

## 2 運転代行業務従事者の誓約書の内容が変わります。

法改正により、運転代行業務従事者の従事制限の内容が変更されたため、法第20条第1項に基づいて、営業所ごとに備付けが義務づけられている

「運転代行業務従事者が、法第14条第1項各号に該当しないことを誓約した書面」については、改正に準拠した内容で新たに作成

する必要があります。

※ 営業所ごとに備え付けるものであり、公安委員会への提出の必要はありません。

各誓約書及び医師の診断書の記載例を福井県警察ホームページに掲載していますので、作成の際の参考としてください。

お問い合わせ先

- 主たる営業所の所在地を管轄する警察署交通課
- 福井県警察本部交通企画課企画指導係 電話 0776-22-2880(内線5023・5024)